

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【計算期間】 第16特定期間
（自 平成22年11月16日 至 平成23年5月16日）

【ファンド名】 パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）
パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉浦 和也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03（5208）5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、「パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）」の受益証券への投資を通じて、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型 投 信	内 外	その他資産（優先証券） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ¹
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り （フルヘッジ）
不動産投信	年4回	日 本		
その他資産 （投資信託証券（優先証券））	年6回 （隔月）	北 米		
資産複合（ ）	年12回 （毎月）	欧 州 ア ジ ア オセアニア 中 南 米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
資産配分固定型 資産配分変更型	日 々			
	その他 （ ）			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

1 為替ヘッジの属性について、Aコースは「あり」、Bコースは「なし」に区分されます。

商品分類・属性区分の定義

商品分類の定義

- ・追加型投信 ... 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- ・海 外 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・その他資産（優先証券）... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が

実質的に優先証券を源泉とする旨の記載があるもの。

属性区分の定義

- ・その他資産（投資信託証券（優先証券））... 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に優先証券に主として投資する旨の記載があるもの。
- ・年 12 回（毎月）... 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
- ・北 米 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）... 目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの。当ファンドにおいては、Aコースが該当します。
- ・為 替 ヘ ッ ジ な し ... 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。当ファンドにおいては、Bコースが該当します。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、

社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

信託金限度額

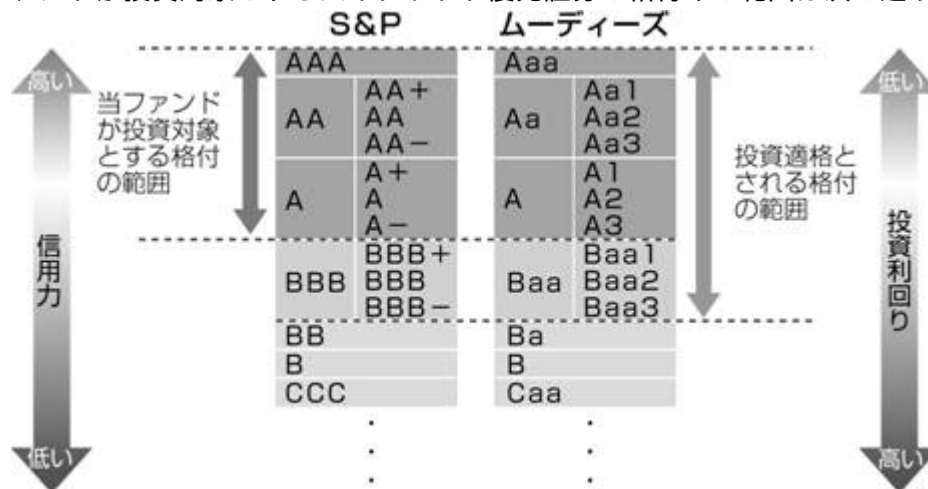
各ファンド1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国のハイブリッド優先証券に投資します。
実質的な主要投資対象であるハイブリッド優先証券は、株式と債券の性質を併せ持つ新しいタイプの有価証券です。

当ファンドが投資対象とするハイブリッド優先証券の格付けの範囲は次の通りです。



組入対象となるハイブリッド優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付会社（S&P、ムーディーズなど）から、A - またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。

保有銘柄が2社以上の格付会社からBBB+またはBaa1格相当以下に格下げされた場合は、当銘柄は速やかに売却いたします。

ハイブリッド優先証券の特色

額面、償還日、定率の利息 / 配当があるなど、債券と類似した特徴を持ちます。

償還期限および繰上償還条項が設定されているものが多く、償還時もしくは期限前償還時には額面で返還されます。

ハイブリッド優先証券の発行体は、米国をはじめとする世界を代表する企業が中心です。

今後も新しい形態のものが発行される可能性があるとともに、制度等の変更によっては、上記のハイブリッド優先証券の特色等が変わる場合があります。

- 実質組入れの外貨建て資産について、為替ヘッジの有無により「Aコース」と「Bコース」の2つのコースがあります。また、両コース間でスイッチング（乗換え）ができます。

2つのコースから選択可能

「Aコース」：実質組入の外貨建て資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として、為替のフルヘッジを行います。ヘッジを行うことにより、将来の収益変動率は安定化しますが、ヘッジコスト（日米金利差相当分）がかかります。ヘッジコストは変動します。

「Bコース」：実質組入の外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

スイッチング

当ファンドには、「Aコース」と「Bコース」の2つのコース間で、ご投資家のみなさまの判断により、ご自由に各ファンド間のスイッチング（乗換え）ができます。ただし、スイッチングには申込手数料がかかります。

スイッチングによる取得申込単位は1口単位となります。

3. ファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（パイナブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）およびパイナブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし））とし、各ベビーファンドはその資金を主としてパイナブリッジ米国優先証券高格付マザーファンドの受益証券へ投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。なお、マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

4. 実質的な運用は、パイナブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います。

パイナブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドについて、外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

「PineBridge Investments」の世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しています。

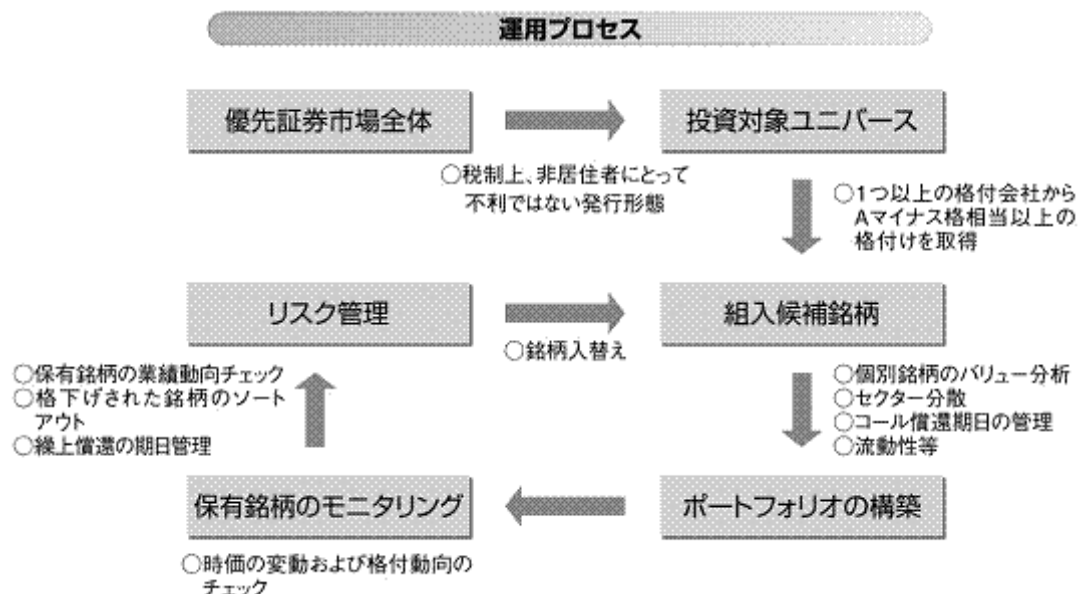
所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

独自の銘柄選定基準により、割安と判断される銘柄を選定し、分散投資を行います。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。

特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。



5. 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、ハイブリッド優先証券から受取る利息／配当等収益をもとに分配を行います。

分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

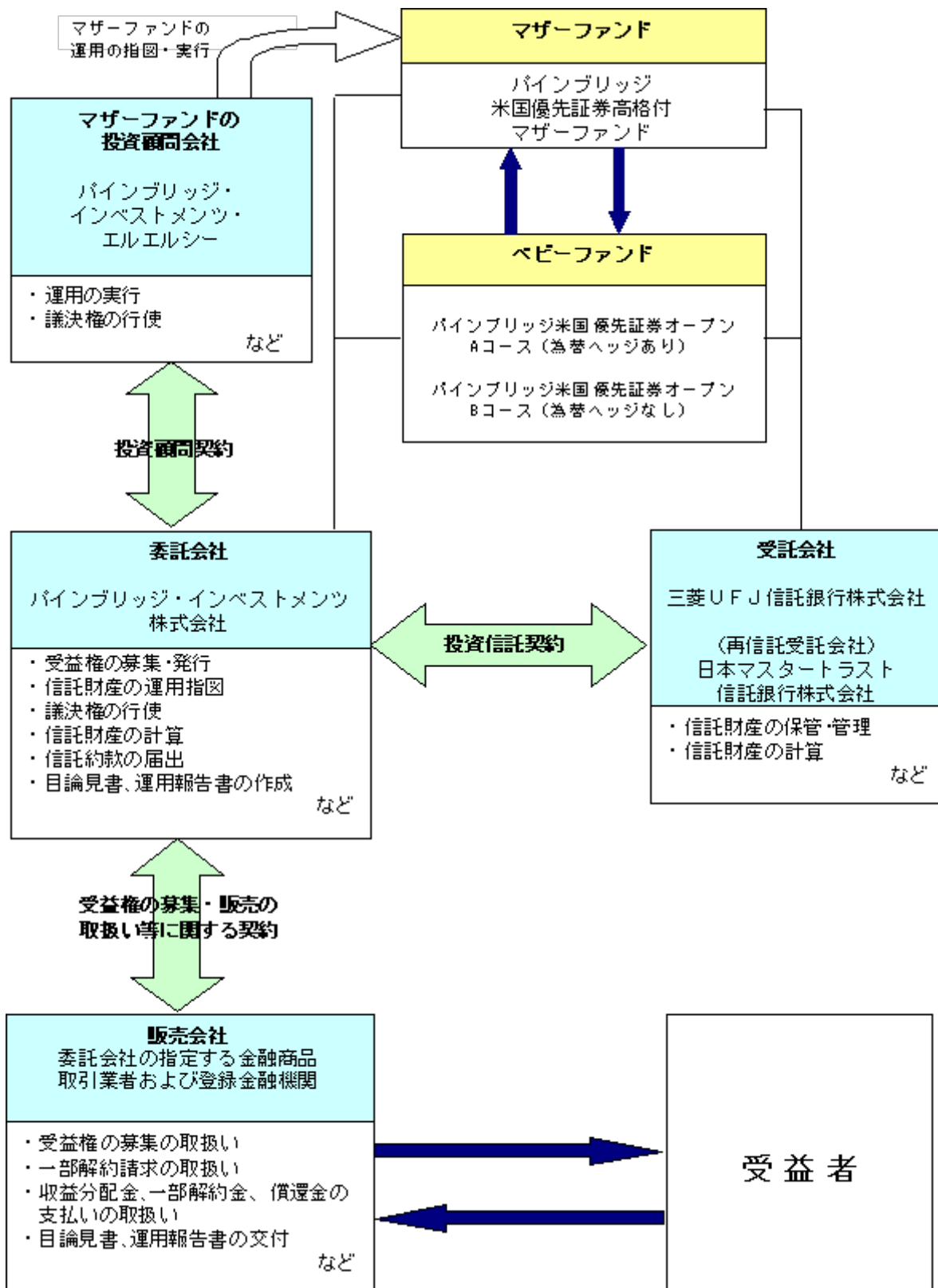
（２）【ファンドの沿革】

平成15年 5月22日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「A I G米国優先証券オープン Aコース（為替ヘッジあり）」および「A I G米国優先証券オープン Bコース（為替ヘッジなし）」から「パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）」に変更）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 「投資信託契約」とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

* 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求

の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

★「投資顧問契約」とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

資本金の額 2,150,000,000円（平成23年6月末現在）

会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 A I G インベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（A I G 日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況（平成23年6月末現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

運用方法

- 1) 主として、米国のハイブリッド優先証券を主要投資対象とする「パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド」受益証券への投資を通じて、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
 1. 実質的に組入対象となる優先証券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付会社（S & P、ムーディーズなど）からA - またはA3 格相当以上の格付けを取得している銘柄および格付けを取得していないものについては当該格付けと同等の信用力を有すると判断した銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
 2. 実質的なポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
 3. マザーファンドを通じて、特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
 4. マザーファンドの運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。
- 2) 実質組入れの外貨建て資産については、A コースは為替変動リスクの低減を図るため、原則として、為替のフルヘッジを行います。B コースは、原則として、為替ヘッジを行いません。
- 3) 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権（イ. 二. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記1. から10. までの証券または証書の性質を有する優先証券
 14. 前記13. 以外の外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記1. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
 15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前記23. の有価証券の性質を有するもの。
- なお、前記1. の証券または証書および14. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および14. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、15. の証券および16. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

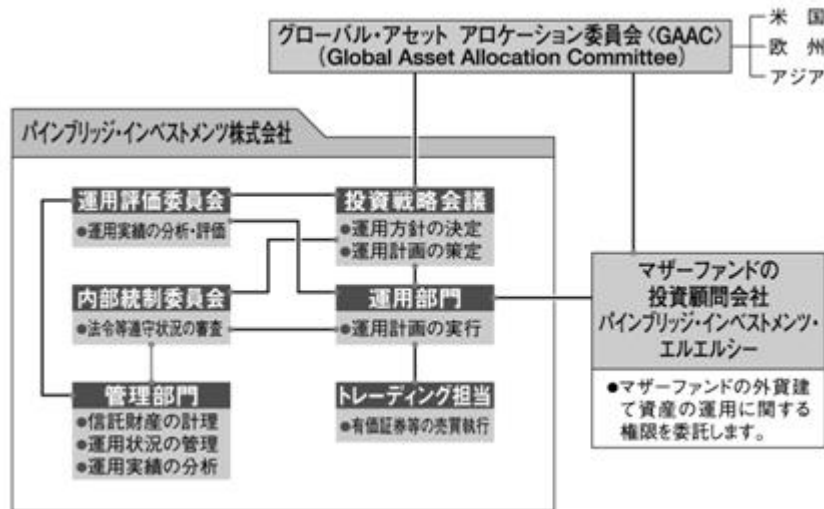
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制



1) グローバル・アセットアロケーション委員会

(Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。

毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。

定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2) 運用計画の決定と実行

月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。

運用部門（18名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。

有価証券等の売買は、トレーディング担当（2名）において執行されます。

3) パフォーマンスの評価とリスク管理

運用評価部（3名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部（5名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4) ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

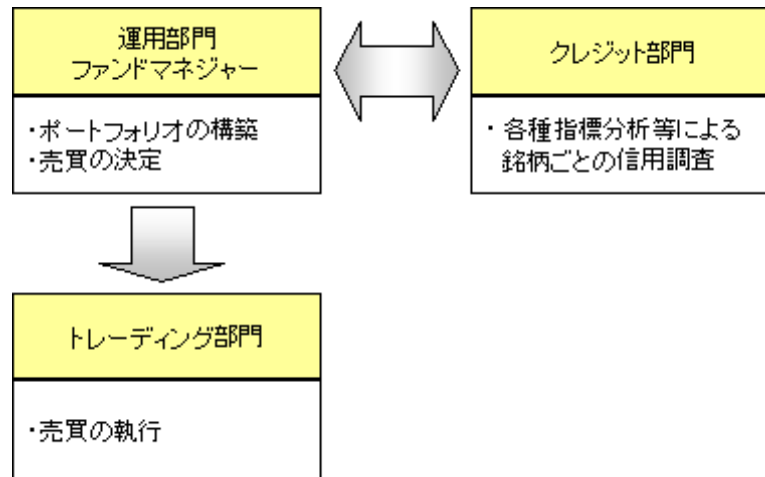
ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規定等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は、平成23年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの運用体制は次の通りです。



前記の運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月の決算時（原則として毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前記の「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を販売会社に交付します。この

場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に振り込みます。

5) 受託会社は、前記4)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5)【投資制限】

《1》信託約款に定める投資制限

株式への実質投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への実質投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への実質投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の優先証券への実質投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該優先証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならび

に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
前記「信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産に属する各資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

《2》法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

「パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド」

（１）基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

（２）運用方法

主要投資対象

米国のハイブリッド プリファード セキュリティーズ（以下「ハイブリッド優先証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1）主として米国のハイブリッド優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用します。
- 2）組入対象となる優先証券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付会社（S & P、ムーディーズなど）からA - またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄および格付けを取得していないものについては当該格付けと同等の信用力を有すると判断した銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
- 3）ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- 4）特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- 5）外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6）資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 7）運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

（３）主要投資制限

株式への投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の優先証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら

はじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款の規定の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款の規定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款の規定の範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の優先証券など値動きのある有価証券（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク：優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般にマクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。また、経済、社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等によっても変動します。組入銘柄の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク：有価証券等の発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。

為替変動リスク：外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドには、為替変動リスクを低減するため、為替のフルヘッジを行う「Aコース」と為替ヘッジを行わない「Bコース」があり、それぞれのコースの持つリスクが異なります。

パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたって、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。

パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク：組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により、希望する時期および価格で売買できないことがあります。

優先証券固有の投資リスク

- 1）期限前償還リスク：優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。
- 2）弁済順位に関する留意点：一般的に優先証券は、弁済順位では、株式に優先し再建に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。
- 3）利息／配当の支払いに関する留意点：優先証券には、利息／配当の支払繰延条項が付いているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。
- 4）制度変更等に関する留意点：米国の税制の変更等、当ファンドの実質的な主要投資対象である米国優先証券市場にとって、不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となる場合があります。

その他のリスク・留意点

- 1）カウンターパーティーリスク：当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行が伴います。
- 2）有価証券先物取引等に伴うリスク：当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。
- 3）解約によるファンドの資金流出に伴うリスク：解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

- 4) 資産規模に関するリスク：当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
- 5) 収益分配に関わるリスク：当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。
- 6) 繰上償還に関わる留意点：当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。
- 7) お申込み、解約等に関する留意点：当ファンドは、お申込日および解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みおよび解約請求の受付はできません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。
- 8) ファミリーファンド方式に関する留意点：当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 9) 収益分配金に関する留意点：収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 10) その他の留意点：当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1) 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2) コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3) 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4) 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は次のとおりです。

1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2) 売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

前記リスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。

なお、お申込手数料には当該手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。各販売会社の申込手数料については、販売会社もしくは委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分については次の通りとします。

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分に対して	50億円超200億円以下の部分に対して	200億円超の部分に対して
ファンドの信託報酬	1.3125%（税抜1.25%）		
委託会社	0.8190% （税抜0.78%）	0.7665% （税抜0.73%）	0.7140% （税抜0.68%）
販売会社	0.4200% （税抜0.40%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.5250% （税抜0.50%）
受託会社	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）

各販売会社の純資産残高は「パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）」と「パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）」との合計額とします。

委託会社が受取る報酬には、各ファンドの投資対象とするマザーファンドの運用指図権の委託先である投資顧問会社（パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー）への報酬、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。マザーファンドの運用にかかる権限の委託先への報酬は、年0.35%以内の率を乗じて得た額とし、各ベビーファンドの毎決算期末（毎月15日、当該日が休業日の場合はその翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

信託報酬は、毎決算期末（毎月15日、当該日が休業日の場合はその翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時に信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が

負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成26年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

＊ 1 課税上の取扱いについて

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＊ 2 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊ 3 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成23年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

《1》パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）

（1）【投資状況】

（平成23年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,221,356,240	97.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		35,566,963	2.83
合計（純資産総額）		1,256,923,203	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1．組入上位銘柄（平成23年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国優先証券 高格付 マザーファンド	1,389,167,698	0.8789	1,220,939,490	0.8792	1,221,356,240	97.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2．種類別投資比率（平成23年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.17
合計	97.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成15年11月17日）	（分配付）	8,544,738,862	（分配付）	9,971
	（分配落）	8,429,148,528	（分配落）	9,816
第2特定期間末 （平成16年5月17日）	（分配付）	10,154,216,163	（分配付）	9,158
	（分配落）	9,970,666,649	（分配落）	8,978
第3特定期間末	（分配付）	9,790,555,487	（分配付）	9,963

(平成16年11月15日)	(分配落)	9,601,712,598	(分配落)	9,783
第4特定期間末	(分配付)	8,510,626,139	(分配付)	9,741
(平成17年5月16日)	(分配落)	8,347,290,394	(分配落)	9,561
第5特定期間末	(分配付)	7,975,668,479	(分配付)	9,340
(平成17年11月15日)	(分配落)	7,817,288,728	(分配落)	9,160
第6特定期間末	(分配付)	6,805,185,048	(分配付)	8,917
(平成18年5月15日)	(分配落)	6,660,330,074	(分配落)	8,737
第7特定期間末	(分配付)	6,602,404,520	(分配付)	9,044
(平成18年11月15日)	(分配落)	6,470,035,220	(分配落)	8,864
第8特定期間末	(分配付)	5,409,005,273	(分配付)	8,858
(平成19年5月15日)	(分配落)	5,288,269,272	(分配落)	8,678
第9特定期間末	(分配付)	3,421,040,057	(分配付)	7,983
(平成19年11月15日)	(分配落)	3,331,911,939	(分配落)	7,803
第10特定期間末	(分配付)	2,588,772,639	(分配付)	7,763
(平成20年5月15日)	(分配落)	2,536,737,702	(分配落)	7,623
第11特定期間末	(分配付)	1,465,244,304	(分配付)	5,566
(平成20年11月17日)	(分配落)	1,431,156,850	(分配落)	5,446
第12特定期間末	(分配付)	1,374,982,705	(分配付)	5,426
(平成21年5月15日)	(分配落)	1,344,181,286	(分配落)	5,306
第13特定期間末	(分配付)	1,514,085,717	(分配付)	6,287
(平成21年11月16日)	(分配落)	1,484,583,749	(分配落)	6,167
第14特定期間末	(分配付)	1,387,897,141	(分配付)	6,499
(平成22年5月17日)	(分配落)	1,361,014,776	(分配落)	6,379
第15特定期間末	(分配付)	1,410,997,604	(分配付)	6,987
(平成22年11月15日)	(分配落)	1,386,052,247	(分配落)	6,867
第16特定期間末	(分配付)	1,350,019,747	(分配付)	7,155
(平成23年5月16日)	(分配落)	1,326,584,093	(分配落)	7,035
平成22年 6月末日		1,357,555,670		6,420
7月末日		1,383,196,106		6,602
8月末日		1,395,937,192		6,677
9月末日		1,407,188,425		6,813
10月末日		1,402,539,191		6,862
11月末日		1,375,899,685		6,820
12月末日		1,353,516,877		6,772
平成23年 1月末日		1,354,008,478		6,831
2月末日		1,350,498,294		6,886
3月末日		1,335,168,038		6,928
4月末日		1,324,642,371		6,980
5月末日		1,311,662,523		7,012
6月末日		1,256,923,203		6,919

基準価額は、10,000口当たりの価額です。

特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	155 円
	至 平成15年11月17日	
第2特定期間	自 平成15年11月18日	180 円
	至 平成16年 5月17日	
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	180 円
	至 平成16年11月15日	
第4特定期間	自 平成16年11月16日	180 円
	至 平成17年 5月16日	
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	180 円
	至 平成17年11月15日	
第6特定期間	自 平成17年11月16日	180 円
	至 平成18年 5月15日	
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	180 円
	至 平成18年11月15日	
第8特定期間	自 平成18年11月16日	180 円
	至 平成19年 5月15日	
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	180 円
	至 平成19年11月15日	
第10特定期間	自 平成19年11月16日	140 円
	至 平成20年 5月15日	
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	120 円
	至 平成20年11月17日	
第12特定期間	自 平成20年11月18日	120 円
	至 平成21年 5月15日	
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	120 円
	至 平成21年11月16日	
第14特定期間	自 平成21年11月17日	120 円
	至 平成22年 5月17日	
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	120 円
	至 平成22年11月15日	
第16特定期間	自 平成22年11月16日	120 円
	至 平成23年 5月16日	

【収益率の推移】

	期 間	収益率
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	0.3 %
	至 平成15年11月17日	
第2特定期間	自 平成15年11月18日	6.7 %
	至 平成16年 5月17日	
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	11.0 %
	至 平成16年11月15日	
第4特定期間	自 平成16年11月16日	0.4 %
	至 平成17年 5月16日	
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	2.3 %
	至 平成17年11月15日	
第6特定期間	自 平成17年11月16日	2.7 %
	至 平成18年 5月15日	
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	3.5 %
	至 平成18年11月15日	
第8特定期間	自 平成18年11月16日	0.1 %
	至 平成19年 5月15日	
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	8.0 %
	至 平成19年11月15日	
第10特定期間	自 平成19年11月16日	0.5 %
	至 平成20年 5月15日	
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	27.0 %
	至 平成20年11月17日	
第12特定期間	自 平成20年11月18日	0.4 %
	至 平成21年 5月15日	
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	18.5 %
	至 平成21年11月16日	
第14特定期間	自 平成21年11月17日	5.4 %
	至 平成22年 5月17日	
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	9.5 %
	至 平成22年11月15日	
第16特定期間	自 平成22年11月16日	4.2 %
	至 平成23年 5月16日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しています。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口あたり当初元本額（10,000円）を用いています。

（４）【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	9,106,689,240	519,563,452
	至 平成15年11月17日		
第2特定期間	自 平成15年11月18日	3,272,214,743	754,265,898
	至 平成16年 5月17日		
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	288,501,518	1,578,741,448
	至 平成16年11月15日		
第4特定期間	自 平成16年11月16日	342,940,975	1,426,910,618
	至 平成17年 5月16日		
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	1,143,738,457	1,340,766,099
	至 平成17年11月15日		
第6特定期間	自 平成17年11月16日	403,429,586	1,314,094,063
	至 平成18年 5月15日		
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	289,372,021	613,253,705
	至 平成18年11月15日		
第8特定期間	自 平成18年11月16日	89,001,519	1,294,555,586
	至 平成19年 5月15日		
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	0	1,823,923,729
	至 平成19年11月15日		
第10特定期間	自 平成19年11月16日	0	942,060,097
	至 平成20年 5月15日		
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	40,043	699,736,532
	至 平成20年11月17日		
第12特定期間	自 平成20年11月18日	7,013,649	101,943,298
	至 平成21年 5月15日		
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	2,763,073	128,399,776
	至 平成21年11月16日		
第14特定期間	自 平成21年11月17日	96,708	273,904,772
	至 平成22年 5月17日		
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	1,778,638	116,915,281
	至 平成22年11月15日		
第16特定期間	自 平成22年11月16日	2,405,883	135,184,362
	至 平成23年 5月16日		

（注１）前記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注２）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《 2 》パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）

（ 1 ） 投資状況

（平成23年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,745,949,797	98.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		18,930,905	1.07
合計（純資産総額）		1,764,880,702	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（ 2 ） 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1．組入上位銘柄（平成23年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国優先証券 高格付 マザーファンド	1,985,839,169	0.8789	1,745,354,046	0.8792	1,745,949,797	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2．種類別投資比率（平成23年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（ 3 ） 運用実績

純資産の推移

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成15年11月17日）	（分配付）	6,130,987,982	（分配付）	9,295
	（分配落）	6,035,477,155	（分配落）	9,081
第2特定期間末 （平成16年5月17日）	（分配付）	10,612,096,344	（分配付）	8,945
	（分配落）	10,377,755,016	（分配落）	8,703
第3特定期間末	（分配付）	11,815,577,639	（分配付）	9,021

（平成16年11月15日）	（分配落）	11,513,368,117	（分配落）	8,781
第4特定期間末	（分配付）	14,988,257,552	（分配付）	9,017
（平成17年5月16日）	（分配落）	14,619,280,043	（分配落）	8,777
第5特定期間末	（分配付）	13,469,433,768	（分配付）	9,627
（平成17年11月15日）	（分配落）	13,105,248,046	（分配落）	9,387
第6特定期間末	（分配付）	9,665,628,876	（分配付）	8,665
（平成18年5月15日）	（分配落）	9,379,474,048	（分配落）	8,425
第7特定期間末	（分配付）	8,941,788,940	（分配付）	9,567
（平成18年11月15日）	（分配落）	8,694,010,052	（分配落）	9,327
第8特定期間末	（分配付）	6,575,966,296	（分配付）	9,757
（平成19年5月15日）	（分配落）	6,390,468,775	（分配落）	9,517
第9特定期間末	（分配付）	4,825,038,423	（分配付）	8,308
（平成19年11月15日）	（分配落）	4,682,106,167	（分配落）	8,068
第10特定期間末	（分配付）	4,356,978,746	（分配付）	7,719
（平成20年5月15日）	（分配落）	4,221,070,819	（分配落）	7,479
第11特定期間末	（分配付）	2,523,353,912	（分配付）	5,028
（平成20年11月17日）	（分配落）	2,396,477,193	（分配落）	4,788
第12特定期間末	（分配付）	2,381,987,972	（分配付）	4,823
（平成21年5月15日）	（分配落）	2,263,072,369	（分配落）	4,583
第13特定期間末	（分配付）	2,451,572,256	（分配付）	5,109
（平成21年11月16日）	（分配落）	2,335,197,049	（分配落）	4,869
第14特定期間末	（分配付）	2,309,997,921	（分配付）	5,295
（平成22年5月17日）	（分配落）	2,201,475,873	（分配落）	5,055
第15特定期間末	（分配付）	2,120,785,597	（分配付）	5,005
（平成22年11月15日）	（分配落）	2,018,059,764	（分配落）	4,765
第16特定期間末	（分配付）	1,977,976,241	（分配付）	4,880
（平成23年5月16日）	（分配落）	1,879,615,515	（分配落）	4,640
平成22年 6月末日		2,108,858,650		4,866
7月末日		2,093,839,772		4,893
8月末日		2,054,065,137		4,809
9月末日		2,060,363,701		4,847
10月末日		1,982,277,814		4,693
11月末日		2,038,770,949		4,831
12月末日		1,925,171,336		4,619
平成23年 1月末日		1,920,519,736		4,673
2月末日		1,898,628,147		4,661
3月末日		1,917,188,306		4,745
4月末日		1,902,728,330		4,695
5月末日		1,861,971,074		4,624
6月末日		1,764,880,702		4,548

基準価額は、10,000口当たりの価額です。

特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

分配の推移

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	214 円
	至 平成15年11月17日	
第2特定期間	自 平成15年11月18日	242 円
	至 平成16年 5月17日	
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	240 円
	至 平成16年11月15日	
第4特定期間	自 平成16年11月16日	240 円
	至 平成17年 5月16日	
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	240 円
	至 平成17年11月15日	
第6特定期間	自 平成17年11月16日	240 円
	至 平成18年 5月15日	
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	240 円
	至 平成18年11月15日	
第8特定期間	自 平成18年11月16日	240 円
	至 平成19年 5月15日	
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	240 円
	至 平成19年11月15日	
第10特定期間	自 平成19年11月16日	240 円
	至 平成20年 5月15日	
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	240 円
	至 平成20年11月17日	
第12特定期間	自 平成20年11月18日	240 円
	至 平成21年 5月15日	
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	240 円
	至 平成21年11月16日	
第14特定期間	自 平成21年11月17日	240 円
	至 平成22年 5月17日	
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	240 円
	至 平成22年11月15日	
第16特定期間	自 平成22年11月16日	240 円
	至 平成23年 5月16日	

収益率の推移

	期 間	収益率
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	7.1 %
	至 平成15年11月17日	
第2特定期間	自 平成15年11月18日	1.5 %
	至 平成16年 5月17日	
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	3.7 %
	至 平成16年11月15日	
第4特定期間	自 平成16年11月16日	2.7 %
	至 平成17年 5月16日	
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	9.7 %
	至 平成17年11月15日	
第6特定期間	自 平成17年11月16日	7.7 %
	至 平成18年 5月15日	
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	13.6 %
	至 平成18年11月15日	
第8特定期間	自 平成18年11月16日	4.6 %
	至 平成19年 5月15日	
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	12.7 %
	至 平成19年11月15日	
第10特定期間	自 平成19年11月16日	4.3 %
	至 平成20年 5月15日	
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	32.8 %
	至 平成20年11月17日	
第12特定期間	自 平成20年11月18日	0.7 %
	至 平成21年 5月15日	
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	11.5 %
	至 平成21年11月16日	
第14特定期間	自 平成21年11月17日	8.7 %
	至 平成22年 5月17日	
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	1.0 %
	至 平成22年11月15日	
第16特定期間	自 平成22年11月16日	2.4 %
	至 平成23年 5月16日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口あたり当初元本額（10,000円）を用いております。

（４） 設定及び解約の実績

	期 間	設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成15年 5月22日	6,672,485,067	26,147,103
	至 平成15年11月17日		
第2特定期間	自 平成15年11月18日	5,525,836,167	248,374,150
	至 平成16年 5月17日		
第3特定期間	自 平成16年 5月18日	1,805,256,864	618,159,551
	至 平成16年11月15日		
第4特定期間	自 平成16年11月16日	4,041,560,064	495,615,303
	至 平成17年 5月16日		
第5特定期間	自 平成17年 5月17日	1,139,296,909	3,835,240,504
	至 平成17年11月15日		
第6特定期間	自 平成17年11月16日	334,288,877	3,161,943,032
	至 平成18年 5月15日		
第7特定期間	自 平成18年 5月16日	146,137,964	1,957,928,521
	至 平成18年11月15日		
第8特定期間	自 平成18年11月16日	49,056,236	2,655,968,019
	至 平成19年 5月15日		
第9特定期間	自 平成19年 5月16日	185,727,420	1,097,319,121
	至 平成19年11月15日		
第10特定期間	自 平成19年11月16日	308,073,569	466,926,518
	至 平成20年 5月15日		
第11特定期間	自 平成20年 5月16日	95,336,310	734,103,970
	至 平成20年11月17日		
第12特定期間	自 平成20年11月18日	4,518,249	72,312,015
	至 平成21年 5月15日		
第13特定期間	自 平成21年 5月16日	28,054,978	170,072,364
	至 平成21年11月16日		
第14特定期間	自 平成21年11月17日	9,343,805	450,055,211
	至 平成22年 5月17日		
第15特定期間	自 平成22年 5月18日	72,144,710	191,891,123
	至 平成22年11月15日		
第16特定期間	自 平成22年11月16日	47,825,211	232,357,433
	至 平成23年 5月16日		

（注１）前記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注２）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《ご参考》

[パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド]

(1) 投資状況

(平成23年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
ハイブリッド優先証券	アメリカ	4,862,117,220	47.69
	イギリス	1,757,083,807	17.23
	フランス	1,117,706,850	10.96
	オーストラリア	522,985,086	5.13
	ドイツ	508,446,848	4.99
	スウェーデン	480,042,296	4.71
	ジャージー	466,985,914	4.58
	スイス	240,242,090	2.36
	小 計	9,955,610,111	97.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		240,198,877	2.36
合計（純資産総額）		10,195,808,988	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1．組入上位30銘柄（平成23年6月30日現在）

国／ 地域	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）	備考
オース トラリ ア	優先 証券	NATIONAL AUSTRALIA BANK 8.000% 09/29/2049	銀行	6,000,000	8,915.82	534,949,272	8,716.41	522,985,086	5.13	2
ドイツ	優先 証券	ALLIANZ SE 8.3750%	保険	238,114	2,188.59	521,133,990	2,135.30	508,446,848	4.99	1
アメ リカ	優先 証券	ZFS FINANCE USA TRUST II 6.450% 12/15/2065	保険	5,948,000	8,244.14	490,361,899	8,194.09	487,384,770	4.78	2
ジャ ー ジ	優先 証券	SWISS RE CAPITAL I LP 6.854% 05/29/2049	保険	6,000,000	7,991.94	479,516,824	7,783.09	466,985,914	4.58	2
イギ リス	優先 証券	HSBC HOLDINGS 8.000%	銀行	200,000	2,198.27	439,655,580	2,196.66	439,332,660	4.31	1
フラ ンス	優先 証券	CREDIT AGRICOLE SA 6.637% 05/29/2049	銀行	6,000,000	7,425.54	445,532,724	6,821.68	409,301,100	4.01	2
アメ リカ	優先 証券	NATL RURAL UTILITY CFC 5.950% 02/15/2045	公益	199,179	2,014.21	401,189,030	2,021.47	402,636,205	3.95	1
フラ ンス	優先 証券	AXA SA 7.100% 05/29/2049	保険	5,000,000	8,093.18	404,659,125	8,032.63	401,631,750	3.94	2
イギ リス	優先 証券	LLOYDS BANKING 7.750% 07/15/2050	銀行	162,924	2,119.16	345,262,431	2,090.90	340,658,932	3.34	1
アメ リカ	優先 証券	JPM CHASE CAPITAL XXVIII 7.200% 12/22/2039	銀行	156,634	2,111.47	330,728,074	2,085.25	326,621,972	3.20	1
フラ ンス	優先 証券	BNP PARIBAS 7.195% 06/29/2049	銀行	4,000,000	7,972.08	318,883,500	7,669.35	306,774,000	3.01	2
アメ リカ	優先 証券	GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.345% 02/15/2034	その他 金融	4,000,000	7,933.33	317,333,484	7,548.09	301,923,741	2.96	2
アメ リカ	優先 証券	GENERAL ELEC CAP CORP 6.375% 11/15/2067	その他 産業	3,500,000	8,345.46	292,091,231	8,274.82	289,618,875	2.84	2
イギ リス	優先 証券	PRUDENTIAL PLC 6.500% 06/29/2049	保険	3,350,000	7,628.98	255,570,997	7,750.08	259,627,680	2.55	2

イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC 7.750% 12/21/2049	保険	3,000,000	8,234.46	247,033,800	8,254.64	247,639,275	2.43	2
イギリス	優先証券	BARCLAYS BANK PLC 7.750%	銀行	120,000	2,073.14	248,777,568	2,060.22	247,227,552	2.42	1
スイス	優先証券	CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.900%	銀行	113,151	2,174.86	246,088,285	2,123.19	240,242,090	2.36	1
スウェーデン	優先証券	NORDEA BANK AB 5.424% 12/29/2049	銀行	3,000,000	7,843.72	235,311,804	7,669.35	230,080,500	2.26	2
アメリカ	優先証券	WACHOVIA CAP TRUST IX 6.375% 06/01/2067	銀行	112,671	2,021.47	227,762,082	2,022.28	227,853,042	2.23	1
アメリカ	優先証券	PROGRESSIVE CORP 6.700% 06/15/2037	保険	2,700,000	8,537.19	230,504,332	8,386.23	226,428,274	2.22	2
イギリス	優先証券	BARCLAYS BANK PLC 8.125% 12/31/2049	銀行	106,501	2,123.19	226,122,816	2,090.09	222,597,708	2.18	1
アメリカ	優先証券	WACHOVIA CAP TRUST IV 6.375% 03/01/2067	銀行	107,000	2,023.09	216,471,036	2,022.28	216,384,655	2.12	1
アメリカ	優先証券	CHUBB CORP 6.375% 03/29/2067	保険	2,380,000	8,547.28	203,425,472	8,335.37	198,381,865	1.95	2
アメリカ	優先証券	ENTERGY LA LLC 6.000% 03/15/2040	公益	88,638	2,094.13	185,620,044	2,179.70	193,205,134	1.89	1
アメリカ	優先証券	USB CAPITAL XI 6.600% 09/15/2066	銀行	93,616	2,054.57	192,341,420	2,053.77	192,265,844	1.89	1
アメリカ	優先証券	MELLON CAPITAL IV 6.244% 06/29/2049	銀行	2,500,000	7,427.16	185,679,000	7,406.97	185,174,437	1.82	2
スウェーデン	優先証券	NORDEA BANK AB 8.375% 09/29/2049	銀行	2,000,000	8,819.75	176,395,050	8,638.11	172,762,200	1.69	2
アメリカ	優先証券	GREAT WEST LIFE & ANN IN 7.153% 05/16/2046	保険	1,950,000	8,315.19	162,146,205	8,315.19	162,146,205	1.59	2
アメリカ	優先証券	ENTERGY ARKANSAS INC 5.750% 11/01/2040	公益	75,000	2,014.21	151,066,012	2,106.24	157,968,427	1.55	1
アメリカ	優先証券	AMERIPRISE FINL 7.750% 06/15/2039	その他金融	63,108	2,230.56	140,766,805	2,213.61	139,696,916	1.37	1

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 前記の各金額は、基準日における対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注3) 備考欄の 1は25ドル額面、2は1,000ドル額面のハイブリッド優先証券です。

２．種類別投資比率（平成23年6月30日現在）

種類		業種	投資比率（％）
ハイブリッド優先証券	外国	銀行	46.17
		保険	30.41
		公益	12.78
		その他金融	5.09
		その他産業	3.20
合計			97.65

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

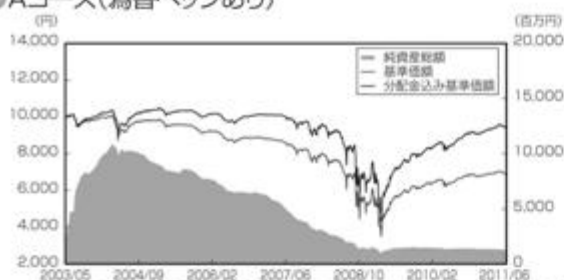
該当事項はありません。

《参考情報》

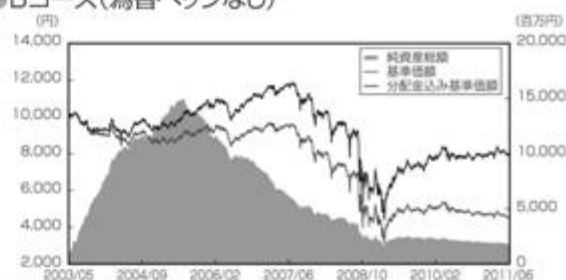
基準価額・純資産の推移

(設定日～2011年6月末)

●Aコース(為替ヘッジあり)



●Bコース(為替ヘッジなし)



※前記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

(2011年6月末現在)

	Aコース	Bコース
基準価額	6.919円	4.548円
純資産総額	1,256百万円	1,764百万円

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	Aコース	Bコース
2011年6月	20円	20円
5月	20円	40円
4月	20円	40円
3月	20円	40円
2月	20円	40円
1月	20円	40円

	Aコース	Bコース
直近1年間累計	240円	460円
設定来累計	2,475円	3,836円

主要な資産の状況

(2011年6月末現在)

	Aコース	Bコース
パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド	97.17%	98.93%
キャッシュ等	2.83%	1.07%

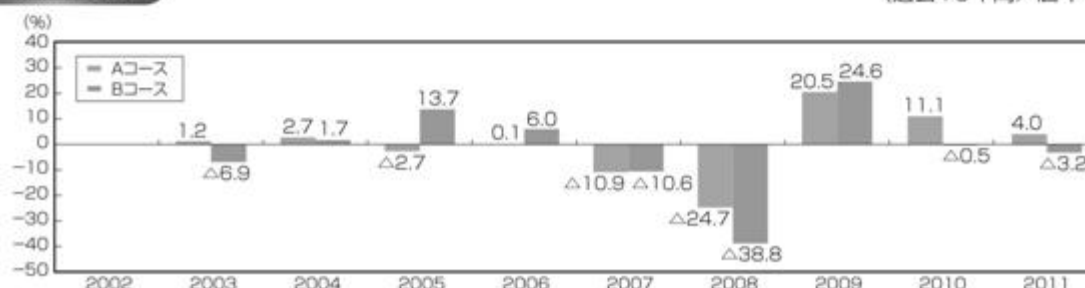
●マザーファンドの主要な資産の状況

銘柄名	銘柄	名	国/地域	業種	比率(%)
NATIONAL AUSTRALIA BANK	8.000%	09/29/2049	オーストラリア	銀行	5.13
ALLIANZ SE	8.375%	—	ドイツ	保険	4.99
ZFS FINANCE USA TRUST II	6.450%	12/15/2065	アメリカ	保険	4.78
SWISS RE CAPITAL I LP	6.854%	05/29/2049	ジャージー	保険	4.58
HSBC HOLDINGS	8.000%	—	イギリス	銀行	4.31
CREDIT AGRICOLE SA	6.637%	05/29/2049	フランス	銀行	4.01
NATL RURAL UTILITY CFC	5.950%	02/15/2045	アメリカ	公益	3.95
AXA SA	7.100%	05/29/2049	フランス	保険	3.94
LLOYDS BANKING	7.750%	07/15/2050	イギリス	銀行	3.34
JPM CHASE CAPITAL XXVIII	7.200%	12/22/2039	アメリカ	銀行	3.20

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また2003年は設定日(5月22日)から年末まで、2011年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成23年8月13日（土）から平成24年8月14日（火）まで

受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みの受付は行いません。

お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位

各ファンドについて、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後、自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

<分配金受取りコース>：1万円以上1円単位

<分配金再投資コース>：1万円以上1円単位

また、当ファンドの「Aコース」と「Bコース」の間で、ご投資家の皆様の判断により、ご自由にスイッチング（乗換え）ができます。ただし、スイッチングには手数料がかかります。なお、スイッチングによる申込みおよび収益分配金の再投資による取得の場合は、1口単位とします。詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には解約請求の受付は行いません。

解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（２）解約価額の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として、計算日における基準価額で評価します。実質組入外貨建て資産の評価は、原則として、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。

実質組入外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 信託の終了 をご参照ください。）

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月16日から翌月15日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

１）投資信託契約の解約

- １．委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２．委託会社は、前記１．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。
- ５．委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６．前記３．から５．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２）投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- １．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ２．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 信託約款の変更 ４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３）受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- １．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款を変更しません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

- 1) 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

- 2) マザーファンドの投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間（平成22年5月18日から平成22年11月15日まで）及び第16特定期間（平成22年11月16日から平成23年5月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,960,053	30,738,228
親投資信託受益証券	1,340,398,593	1,282,493,576
派生商品評価勘定	14,576,518	28,610,658
未収利息	99	58
流動資産合計	1,406,935,263	1,341,842,520
資産合計	1,406,935,263	1,341,842,520
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,495,563	1,644,628
未払収益分配金	4,037,091	3,771,534
未払解約金	6,793,897	8,366,735
未払受託者報酬	87,162	82,631
未払委託者報酬	1,469,303	1,392,899
流動負債合計	20,883,016	15,258,427
負債合計	20,883,016	15,258,427
純資産の部		
元本等		
元本	2,018,545,816	1,885,767,337
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	632,493,569	559,183,244
（分配準備積立金）	215,117,759	214,630,763
元本等合計	1,386,052,247	1,326,584,093
純資産合計	1,386,052,247	1,326,584,093
負債純資産合計	1,406,935,263	1,341,842,520

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
営業収益		
受取利息	10,962	9,683
有価証券売買等損益	4,857,734	42,094,983
為替差損益	140,937,279	22,211,546
営業収益合計	136,090,507	64,316,212
営業費用		
受託者報酬	506,756	494,305
委託者報酬	8,542,459	8,332,506
営業費用合計	9,049,215	8,826,811
営業利益	127,041,292	55,489,401
経常利益	127,041,292	55,489,401
当期純利益	127,041,292	55,489,401
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	582,363	200,324
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	772,667,683	632,493,569
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,258,551	42,225,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,258,551	42,225,853
剰余金減少額又は欠損金増加額	598,009	768,951
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	598,009	768,951
分配金	24,945,357	23,435,654
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	632,493,569	559,183,244

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年5月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成22年5月17日としており、このため当特定期間は182日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成23年5月15日が休日のため、当特定期間末日を平成23年5月16日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1. 期首元本額	2,133,682,459円	2,018,545,816円
期中追加設定元本額	1,778,638円	2,405,883円
期中一部解約元本額	116,915,281円	135,184,362円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,018,545,816口	1,885,767,337口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は632,493,569円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は559,183,244円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	2,235,854円	2,211,584円
2. 分配金の計算過程	[平成22年5月18日から 平成22年6月15日までの 計算期間]	[平成22年11月16日から 平成22年12月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	9,569,068円	8,308,499円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	45,990,233円	43,365,698円
分配準備積立金額	211,175,237円	213,135,099円
当ファンドの分配対象収益額	266,734,538円	264,809,296円
当ファンドの期末残存口数	2,130,694,120口	2,000,114,750口
1万口当たり収益分配対象額	1,251.86円	1,323.97円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,261,388円	4,000,229円
	[平成22年6月16日から 平成22年7月15日までの 計算期間]	[平成22年12月16日から 平成23年 1月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	7,999,068円	5,329,543円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	45,581,182円	43,410,312円
分配準備積立金額	214,547,995円	216,690,767円
当ファンドの分配対象収益額	268,128,245円	265,430,622円
当ファンドの期末残存口数	2,111,665,149口	1,994,669,082口
1万口当たり収益分配対象額	1,269.74円	1,330.70円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,223,330円	3,989,338円
	[平成22年7月16日から 平成22年8月16日までの 計算期間]	[平成23年1月18日から 平成23年2月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,697,434円	5,082,752円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	45,408,025円	42,895,341円
分配準備積立金額	216,505,864円	215,433,741円
当ファンドの分配対象収益額	264,611,323円	263,411,834円
当ファンドの期末残存口数	2,095,727,434口	1,970,924,951口
1万口当たり収益分配対象額	1,262.62円	1,336.48円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,191,454円	3,941,849円

	[平成22年8月17日から 平成22年9月15日までの 計算期間]	[平成23年2月16日から 平成23年3月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	9,037,669円	10,366,019円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,827,260円	42,523,535円
分配準備積立金額	212,243,646円	214,298,087円
当ファンドの分配対象収益額	266,108,575円	267,187,641円
当ファンドの期末残存口数	2,068,776,169口	1,950,793,658口
1万口当たり収益分配対象額	1,286.30円	1,369.63円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,137,552円	3,901,587円
	[平成22年 9月16日から 平成22年10月15日までの 計算期間]	[平成23年3月16日から 平成23年4月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	6,072,388円	3,850,464円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,364,453円	41,771,940円
分配準備積立金額	214,883,508円	216,758,815円
当ファンドの分配対象収益額	265,320,349円	262,381,219円
当ファンドの期末残存口数	2,047,271,180口	1,915,558,996口
1万口当たり収益分配対象額	1,295.97円	1,369.73円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,094,542円	3,831,117円
	[平成22年10月16日から 平成22年11月15日までの 計算期間]	[平成23年4月16日から 平成23年5月16日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,340,568円	4,995,896円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	43,746,182円	41,122,616円
分配準備積立金額	213,814,282円	213,406,401円
当ファンドの分配対象収益額	262,901,032円	259,524,913円
当ファンドの期末残存口数	2,018,545,816口	1,885,767,337口
1万口当たり収益分配対象額	1,302.42円	1,376.22円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	4,037,091円	3,771,534円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 金融商品に対する取 組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	29,304,259	19,553,715
合計	29,304,259	19,553,715

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第15特定期間（平成22年11月15日現在）			
				時価 （円）	評価損益 （円）
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	1,337,762,671	-	1,331,681,716	6,080,955
合計		1,337,762,671	-	1,331,681,716	6,080,955

区分	種類	第16特定期間（平成23年5月16日現在）			
				時価 （円）	評価損益 （円）
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	1,292,740,117	-	1,265,774,087	26,966,030
合計		1,292,740,117	-	1,265,774,087	26,966,030

（注）時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1口当たり純資産額	0.6867円	0.7035円
(1万口当たり純資産額)	(6,867円)	(7,035円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年5月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ米国優先証券高格 付マザーファンド	1,437,773,068	1,282,493,576	
合計			1,437,773,068	1,282,493,576	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,971,067	44,499,703
親投資信託受益証券	2,000,415,852	1,854,960,935
未収利息	82	85
流動資産合計	2,043,387,001	1,899,460,723
資産合計	2,043,387,001	1,899,460,723
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,940,402	16,202,273
未払解約金	6,166,966	1,534,522
未払受託者報酬	124,313	118,070
未払委託者報酬	2,095,556	1,990,343
流動負債合計	25,327,237	19,845,208
負債合計	25,327,237	19,845,208
純資産の部		
元本等		
元本	4,235,100,684	4,050,568,462
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,217,040,920	2,170,952,947
（分配準備積立金）	15,848,113	227,227
元本等合計	2,018,059,764	1,879,615,515
純資産合計	2,018,059,764	1,879,615,515
負債純資産合計	2,043,387,001	1,899,460,723

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
営業収益		
受取利息	10,715	9,248
有価証券売買等損益	8,680,471	59,545,083
営業収益合計	8,669,756	59,554,331
営業費用		
受託者報酬	763,831	710,557
委託者報酬	12,875,914	11,977,987
営業費用合計	13,639,745	12,688,544
営業利益又は営業損失（ ）	22,309,501	46,865,787
経常利益又は経常損失（ ）	22,309,501	46,865,787
当期純利益又は当期純損失（ ）	22,309,501	46,865,787
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	501,834	197,348
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,153,371,224	2,217,040,920
剰余金増加額又は欠損金減少額	98,254,745	122,549,133
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	98,254,745	122,549,133
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,390,941	25,163,569
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,390,941	25,163,569
分配金	102,725,833	98,360,726
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,217,040,920	2,170,952,947

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年5月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成22年5月17日としており、このため当特定期間は182日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成23年5月15日が休日のため、当特定期間末日を平成23年5月16日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1. 期首元本額	4,354,847,097円	4,235,100,684円
期中追加設定元本額	72,144,710円	47,825,211円
期中一部解約元本額	191,891,123円	232,357,433円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,235,100,684口	4,050,568,462口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,217,040,920円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,170,952,947円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	3,506,137円	3,189,199円
2. 分配金の計算過程	[平成22年5月18日から 平成22年6月15日までの 計算期間]	[平成22年11月16日から 平成22年12月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	15,700,261円	12,254,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	70,541,826円	68,929,625円
分配準備積立金額	60,071,796円	15,642,392円
当ファンドの分配対象収益額	146,313,883円	96,826,288円
当ファンドの期末残存口数	4,334,516,910口	4,190,364,869口
1万口当たり収益分配対象額	337.55円	231.06円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	17,338,067円	16,761,459円
	[平成22年6月16日から 平成22年7月15日までの 計算期間]	[平成22年12月16日から 平成23年 1月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	11,638,440円	6,336,275円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	70,621,542円	68,479,342円
分配準備積立金額	58,351,647円	11,055,096円
当ファンドの分配対象収益額	140,611,629円	85,870,713円
当ファンドの期末残存口数	4,333,985,086口	4,162,476,422口
1万口当たり収益分配対象額	324.43円	206.29円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	17,335,940円	16,649,905円
	[平成22年7月16日から 平成22年8月16日までの 計算期間]	[平成23年1月18日から 平成23年2月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,676,989円	7,428,983円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	69,734,911円	67,244,799円
分配準備積立金額	51,948,549円	727,675円
当ファンドの分配対象収益額	124,360,449円	75,401,457円
当ファンドの期末残存口数	4,277,983,360口	4,087,264,408口
1万口当たり収益分配対象額	290.69円	184.47円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	17,111,933円	16,349,057円

	[平成22年8月17日から 平成22年9月15日までの 計算期間]	[平成23年2月16日から 平成23年3月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	13,667,735円	14,466,666円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	69,951,559円	57,848,644円
分配準備積立金額	37,137,462円	793,527円
当ファンドの分配対象収益額	120,756,756円	73,108,837円
当ファンドの期末残存口数	4,269,284,813口	4,058,505,933口
1万口当たり収益分配対象額	282.85円	180.13円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	17,077,139円	16,234,023円
	[平成22年 9月16日から 平成22年10月15日までの 計算期間]	[平成23年3月16日から 平成23年4月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	7,836,725円	6,089,997円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	69,355,433円	56,391,863円
分配準備積立金額	33,390,498円	242,300円
当ファンドの分配対象収益額	110,582,656円	62,724,160円
当ファンドの期末残存口数	4,230,588,135口	4,041,002,425口
1万口当たり収益分配対象額	261.38円	155.21円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	16,922,352円	16,164,009円
	[平成22年10月16日から 平成22年11月15日までの 計算期間]	[平成23年4月16日から 平成23年5月16日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	8,606,060円	5,628,234円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	69,609,103円	46,421,622円
分配準備積立金額	24,182,455円	269,788円
当ファンドの分配対象収益額	102,397,618円	52,319,644円
当ファンドの期末残存口数	4,235,100,684口	4,050,568,462口
1万口当たり収益分配対象額	241.78円	129.16円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	16,940,402円	16,202,273円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第15特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	第16特定期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 金融商品に対する取 組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,502,391	28,281,916
合計	43,502,391	28,281,916

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第15特定期間 (平成22年11月15日現在)	第16特定期間 (平成23年5月16日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4765円 (4,765円)	0.4640円 (4,640円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年5月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ米国優先証券高 格付マザーファンド	2,079,552,618	1,854,960,935	
合計			2,079,552,618	1,854,960,935	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成22年11月15日現在)	(平成23年5月16日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		707,911,001	34,843,889
コール・ローン		31,610,771	128,987,155
其他有価証券		14,042,036,973	11,721,543,793
派生商品評価勘定		-	70,000
未収入金		-	518,979,666
未収配当金		19,179,720	10,477,788
未収利息		86,011,290	110,467,985
前払費用		38,550,540	3,131,927
流動資産合計		14,925,300,295	12,528,502,203
資産合計		14,925,300,295	12,528,502,203
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	40,000
未払金		-	196,925,474
未払解約金		15,000,000	170,000,000
流動負債合計		15,000,000	366,965,474
負債合計		15,000,000	366,965,474
純資産の部			
元本等			
元本		17,248,163,554	13,633,965,684
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		2,337,863,259	1,472,428,955
元本等合計		14,910,300,295	12,161,536,729
純資産合計		14,910,300,295	12,161,536,729
負債純資産合計		14,925,300,295	12,528,502,203

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月21日から10月20日まで、および10月21日から翌年4月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 額面が25ドルの場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。 また、額面が1,000ドルの場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成22年11月15日現在)	(平成23年5月16日現在)
1. 期首元本額	4,041,660,118円	17,248,163,554円
期中追加設定元本額	13,559,971,509円	863,921,751円
期中一部解約元本額	353,468,073円	4,478,119,621円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）	1,550,489,987円	1,437,773,068円
パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）	2,313,957,030円	2,079,552,618円
米国ハイブリッド優先証券ファンドAコース（為替ヘッジあり）	10,809,608,477円	7,857,771,541円
米国ハイブリッド優先証券ファンドBコース（為替ヘッジなし）	2,574,108,060円	2,258,868,457円
合計	17,248,163,554円	13,633,965,684円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	17,248,163,554口	13,633,965,684口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,337,863,259円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,472,428,955円であります。
4. その他有価証券	「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（ハイブリッド優先証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年11月15日現在)	(平成23年5月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（平成22年11月15日現在）	（平成23年5月16日現在）
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
その他有価証券 （ハイブリッド優先証券）	94,181,813	143,564,818
合計	94,181,813	143,564,818

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成22年11月15日現在）

該当事項はありません。

区分	種類	（平成23年5月16日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	161,830,000	-	161,800,000	30,000
合計		161,830,000	-	161,800,000	30,000

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成22年11月15日現在）	（平成23年5月16日現在）
1口当たり純資産額	0.8645円	0.8920円

(1万口当たり純資産額)	(8,645円)	(8,920円)
--------------	----------	----------

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年5月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨		銘柄	株式数	評価額金額	備考
米国ドル	その他有価証券 (ハイブリッド優先証券)	ALLIANZ SE 8.3750%	280,114	7,521,060.90	1
		ASSURED GUARANTY 6.8750% 12/15/2101	51,384	1,267,129.44	1
		BA(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 02/15/2038	2,600	65,858.00	1
		BARCLAYS BANK PLC 7.7500%	120,000	3,150,000.00	1
		BARCLAYS BANK PLC 8.1250% 12/31/2049	106,501	2,868,071.93	1
		BMY(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 08/01/2097	15,208	384,154.08	1
		BNY CAPITAL V 5.9500% 05/01/2033	50,654	1,280,533.12	1
		CORTS TR-BELLSOUTH 7.0000% 12/01/2095	14,500	387,150.00	1
		CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.9000%	113,151	3,091,285.32	1
		ENTERGY ARKANSAS INC 5.7500% 11/01/2040	75,000	1,913,250.00	1
		ENTERGY LA LLC 6.0000% 03/15/2040	119,790	3,157,664.40	1
		ENTERGY LOUISIANA LLC 5.8750% 06/15/2041	60,000	1,526,400.00	1
		ENTERGY MISSISSIPPI 6.0000% 05/01/2051	10,000	250,800.00	1
		ENTERGY MISSISSIPPI 6.2000% 04/15/2040	22,600	592,120.00	1
		GEORGIA POWER COMPANY 8.2000% 11/01/2048	35,000	1,045,800.00	1
		GOLDMAN SACHS GROUP 6.1250% 11/01/2060	45,000	1,115,100.00	1
		HSBC HOLDINGS 8.0000%	200,000	5,590,000.00	1
		HSBC(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 07/15/2097	35,474	877,981.50	1
		JP MORGAN CHASE CAP X 7.0000% 02/15/2032	1,507	38,202.45	1
		JPM CHASE CAP XXIX 6.7000% 04/02/2040	15,000	396,300.00	1
		JPM CHASE CAPITAL XXVIII 7.2000% 12/22/2039	131,634	3,492,250.02	1
		LLOYDS BANKING 7.7500% 07/15/2050	254,524	6,859,421.80	1
		METLIFE INC 5.8750% 11/21/2033	9,792	247,835.52	1
		NATL RURAL UTILITY CFC 5.9500% 02/15/2045	200,000	5,008,000.00	1
		NATL RURAL UTILITY CFC 6.1000% 02/01/2044	94,107	2,413,844.55	1
		PRU(CORP-BACKED TRUST) 6.0000% 07/15/2033	59,200	1,470,528.00	1
		USB CAPITAL XI 6.6000% 09/15/2066	238,616	6,120,500.40	1
		WACHOVIA CAP TRUST IV 6.3750% 03/01/2067	107,000	2,726,360.00	1
		WACHOVIA CAP TRUST IX 6.3750% 06/01/2067	112,671	2,870,857.08	1
		WACHOVIA CAP TRUST X 7.8500% 12/01/2067	111	2,980.35	1
		WELLS FARGO CAPITAL XII 7.8750%	48,500	1,300,770.00	1
		AMERIPRISE FINL 7.7500% 06/15/2039	63,108	1,777,752.36	1
		AT&T INC 6.3750% 02/15/2056	23,720	633,561.20	1
		GULF POWER CO 5.7500% 06/01/2051	45,000	1,125,000.00	1
		TENN VALLEY AUTHORITY 4.5000% 05/01/2029	100	2,513.00	1
		AXA SA 7.1000% 05/29/2049	5,000,000	5,025,000.00	2
		BNP PARIBAS 7.1950% 06/29/2049	7,000,000	6,982,500.00	2
		CHUBB CORP 6.3750% 03/29/2067	2,380,000	2,546,600.00	2
		CREDIT AGRICOLE SA 6.6370% 05/29/2049	6,000,000	5,610,000.00	2
		CREDIT AGRICOLE SA 7.3750% 10/29/2049	500,000	509,950.00	2
		GENERAL ELEC CAP CORP 6.3750% 11/15/2067	3,500,000	3,657,500.00	2
		GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.3450% 02/15/2034	4,000,000	3,880,240.00	2
		GREAT WEST LIFE & ANN IN 7.1530% 05/16/2046	1,950,000	2,047,500.00	2
		MELLON CAPITAL IV 6.2440% 06/29/2049	2,500,000	2,312,500.00	2
		NATIONAL AUSTRALIA BANK 8.0000% 09/29/2049	6,000,000	6,673,500.00	2
		NORDEA BANK AB 8.3750% 09/29/2049	2,000,000	2,219,000.00	2

小計	計	NORDEA BANK AB	5.4240%	12/29/2049	5,000,000	4,918,450.00	2
		PROGRESSIVE CORP	6.7000%	06/15/2037	2,700,000	2,868,750.00	2
		PRUDENTIAL PLC	6.5000%	06/29/2049	4,350,000	4,176,000.00	2
		PRUDENTIAL PLC	7.7500%	12/21/2049	3,000,000	3,097,500.00	2
		SWEDISH EXPORT CREDIT	5.4000%	06/29/2049	1,000,000	968,440.00	2
		SWISS RE CAPITAL I LP	6.8540%	05/29/2049	6,000,000	5,996,520.00	2
		WESTPAC CAPITAL TRST III	5.8190%	12/29/2049	1,500,000	1,532,370.00	2
		ZFS FINANCE USA TRUST II	6.4500%	12/15/2065	6,948,000	7,278,030.00	2
					74,089,566	144,871,385.42	
						(11,721,543,793)	
合計						11,721,543,793	
						(11,721,543,793)	

備考欄の 1は25ドル額面、 2は1,000ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券 (ハイブリッド優先証券) 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 54銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

《1》パインブリッジ米国優先証券オープンAコース（為替ヘッジあり）

（平成23年6月30日現在）

資産総額	1,264,737,781 円
負債総額	7,814,578 円
純資産総額（ - ）	1,256,923,203 円
発行済数量	1,816,624,160 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6919 円
（1万口当たりの純資産額）	（6,919 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

《2》パインブリッジ米国優先証券オープンBコース（為替ヘッジなし）

（平成23年6月30日現在）

資産総額	1,792,292,288 円
負債総額	27,411,586 円
純資産総額（ - ）	1,764,880,702 円
発行済数量	3,880,218,632 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4548 円
（1万口当たりの純資産額）	（4,548 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

（ご参考）

〔パインブリッジ米国優先証券高格付マザーファンド〕

（平成23年6月30日現在）

資産総額	10,350,864,988 円
負債総額	155,056,000 円
純資産総額（ - ）	10,195,808,988 円
発行済数量	11,596,139,905 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8792 円
（1万口当たりの純資産額）	（8,792 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（１）名義書換

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成23年6月末現在）

資本金の額 2,150,000,000円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 41,000株

資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

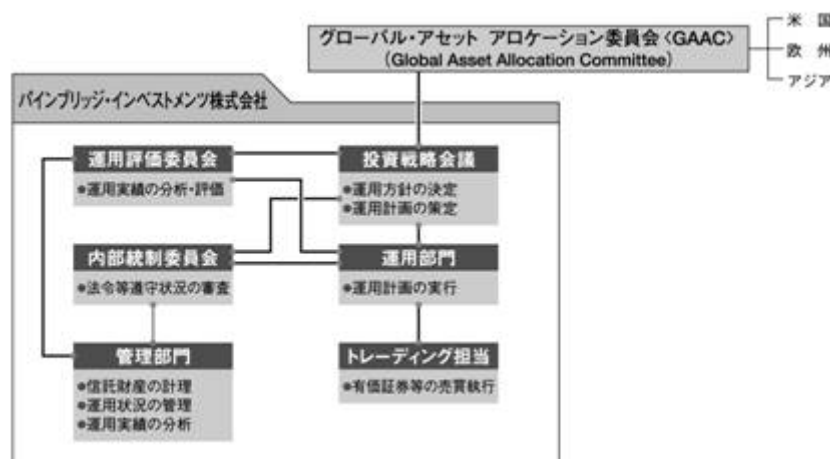
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee GAAC）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年6月末現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	2	5,309 百万円
追加型株式投資信託	66	640,501 百万円
合計	68	645,810 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．当社は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
資 産 の 部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 流動資産		千円	千円
現金・預金	4	4,677,651	4,622,729
前払費用		267,743	65,816
未収入金		83,516	512,419
未収委託者報酬		251,268	223,157
未収運用受託報酬	3	1,014,001	375,408
未収販売手数料		9,345	8,613
立替金		20,603	11,913
繰延税金資産		23,122	69,966
短期貸付金	3	280,373	249,376
未収還付法人税等		-	2,054
未収消費税等		-	4,207
その他		-	81,207
流動資産計		6,627,628	6,226,870
II 固定資産			
有形固定資産		179,547	229,171
建物	1	54,729	-
建物附属設備	1	77,016	160,969
工具器具備品	1	47,801	67,992
建設仮勘定		-	208
無形固定資産		797,996	435,597
のれん	2	590,503	330,804
ソフトウェア	2	203,000	96,050
ソフトウェア仮勘定		617	4,867
電話加入権		3,875	3,875
投資その他の資産		485,548	751,701
投資有価証券		91,460	90,850
その他の関係会社有価証券		-	70,239
敷金保証金		349,691	198,779
長期前払費用		1,200	800
預託金		314	314
繰延税金資産		42,881	390,717
固定資産計		1,463,092	1,416,470
III 繰延資産			
株式交付費		3,326	1,109
繰延資産計		3,326	1,109
資産合計		8,094,046	7,644,450

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 流動負債			千円
未払金			
未払収益分配金		1,692	1,692
未払償還金		3,500	3,500
未払手数料		107,325	95,160
未払金		245,356	28,269
その他未払金		100,466	94,056
未払費用	3		
未払法人税等		62,111	-
未払消費税等		25,514	-
預り金		46,607	130,234
前受収益		-	42,000
賞与引当金		111,343	99,703
役員賞与引当金		2,900	2,900
流動負債計		1,762,712	1,333,923
II 固定負債			
退職給付引当金		320,840	228,211
役員退職慰労引当金		11,710	13,776
その他		-	7,479
固定負債計		332,551	249,468
負債合計		2,095,264	1,583,391
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 株主資本			
資本金			2,150,000
資本剰余金			
資本準備金		823,989	823,989
資本剰余金 合計		823,989	823,989
利益剰余金			
利益準備金		265,112	265,112
その他利益剰余金			
任意積立金		230,000	230,000
繰越利益剰余金		2,534,744	2,603,036
利益剰余金 合計		3,029,857	3,098,149
株主資本合計		6,003,847	6,072,138
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		5,065	11,080
評価・換算差額等合計		5,065	11,080
純資産合計		5,998,782	6,061,058
負債・純資産合計		8,094,046	7,644,450

(2)【損益計算書】

				第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
期別							
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	2		千円		千円
		委託者報酬		8,117,264		8,220,999	
		運用受託報酬		3,835,286		2,533,570	
		その他営業収益		172,448		173,162	
		営業収益計		12,124,999		10,927,732	
		営業費用					
		支払手数料		3,616,513		3,707,944	
		広告宣伝費		40,094		48,577	
		公告費		1,597		1,597	
		調査費					
		調査費		623,723		519,507	
		委託調査費		3,654,128	4,277,851	2,687,339	3,206,847
		委託計算費			276,891		119,564
		営業雑経費					
		通信費		47,812		29,679	
		印刷費	197,621		140,129		
		協会費	16,350		19,563		
		図書費	5,019	266,804	3,124	192,497	
		営業費用計		8,479,752		7,277,029	
		一般管理費					
		給料					
		役員報酬	29,000		29,000		
		給料・手当	1,583,551		1,439,684		
		賞与	236,085		331,627		
		賞与引当金繰入額	111,343		42,207		
		役員賞与	2,780		12,255		
		役員賞与引当金繰入額	2,900	1,965,659	2,900	1,857,676	
		交際費			7,501		4,571
		寄付金			1,561		2,061
		旅費交通費			37,167		39,775
		租税公課			24,893		26,100
		不動産賃借料			359,953		420,027
		退職給付費用			137,133		115,820
		退職金			36,982		47,375
		役員退職慰労引当金繰入額			17,735		2,066
		固定資産減価償却費			135,338		116,866
		業務委託費	2		915,793		701,950
		諸経費			139,984		161,461
		一般管理費計			3,779,706		3,495,752
	営業利益又は営業損失（ ）				134,458		154,950
営業外損益の部	営業外収益						
	受取利息			17,536		10,129	
	為替差益			82,635		-	
	雑収入			4,545		15,429	
	営業外収益計			104,716		25,558	
	営業外費用						
	為替差損			-		73,443	
	雑損失			290		6,313	
	株式交付費償却			2,816		2,616	
	営業外費用計			3,106		82,372	
経常利益又は経常損失（ ）				32,849		98,137	
特別利益							
過年度賞与引当金繰入額修正				-		16,314	
過年度固定資産償却費修正				-		25,473	
債務保証損失引当金戻入益				156,824		-	
退職給付引当金戻入益				135,585		-	
特別利益計				292,410		41,787	

特別損失					
固定資産除却損	3		10,377		195,588
過年度運用受託報酬修正			-		6,265
特別損失計			10,377		201,854
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			249,185		61,930
法人税、住民税及び事業税			5,555		2,056
過年度法人税等			48,579		-
法人税等調整額			42,967		132,278
当期純利益又は当期純損失（ ）			152,082		68,291

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

(単位:円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	-	-	68,291
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	6,015	6,015	6,015
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	6,015	6,015	62,276
平成23年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,603,036	3,098,149	6,072,138	11,080	11,080	6,061,058

（重要な会計方針）

期 別 科 目	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)	(1)有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具 備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフト ウェア(自社利用分)については、社内 における利用可能期間(5年)に基づいてお ります。	(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法に によっております。 (2)無形固定資産 1. ソフトウェア(自社利用分)について は、定額法により、社内における利用可能期 間(5年)で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が 及ぶと見積もられる期間(20年)で償却し ております。
3. 繰延資産の処理方法	(3)長期前払費用 定額法により償却しております。 株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	(3)長期前払費用 同 左 株式交付費 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるた め、賞与支給見込額の当事業年度負担額を 計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるた め、役員賞与支給見込額の当事業年度負担 額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年 度末における退職給付債務の見込額に基づ き、当事業年度末において発生していると 認められる額を計上しております。なお、当 社は従業員数300人未満の企業に該当する ことから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー 企業年金基金を脱退しました。これに伴い、 過剰となった退職給付引当金を取り崩して おり、特別利益として計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内 規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要 支給額を計上しております。 (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務 保証債務が解消されたため、当事業年度に 引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損 失引当金戻入益を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左 - (4)役員退職慰労引当金 同 左 - 同 左
5. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、 税抜方式によっております。	同 左

（会計方針の変更）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

-	資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）、及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準摘要指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、当事業年度の営業利益、経常利益が4百万円減少、税引前当期純損失が4百万円増加しております。
---	--

（追加情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（株主変更に関する事項） 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもちプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。	（海外子会社株式取得に係る事項） 当社は平成23年6月21日現在アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式取得を予定しております。当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 7,824 千円 建物附属設備 53,680 千円 工具器具備品 84,809 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 60,109 千円 のれん 62,587 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 前払費用 211,003 千円 未払費用 529,843 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,161千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 122,289 千円 のれん 56,478 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 短期貸付金 249,376 千円 未収運用受託報酬 89,807 千円 未払費用 374,512 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 1,792,214 千円 業務委託費 843,948 千円 3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。	1 役員報酬の範囲額 同左 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 799,201 千円 業務委託費 569,122 千円 3 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(1) 未経過リース料期末残高相当額	(1) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 256,490 千円	1年内 210,367 千円
1年超 - 千円	1年超 683,692 千円
合計 256,490 千円	合計 894,059 千円

（金融商品に関する注記）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																																																															
（追加情報） 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円） <table><tr><th>貸借対照表計上額（*）</th><th>時価（*）</th><th>差額</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>4,677,651</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>1,014,001</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未払費用</td><td>(1,055,894)</td><td>(1,055,894)</td><td>-</td></tr></table> （*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。 （注） 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超 10年以内</th><th>10年超</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,691,652</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額	1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-	3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-	合計	5,691,652	-	-	-	- 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円） <table><tr><th>貸借対照表計上額（*）</th><th>時価（*）</th><th>差額</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,622,729</td><td>4,622,729</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収入金</td><td>512,419</td><td>512,419</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未収運用受託報酬</td><td>375,408</td><td>375,408</td><td>-</td></tr><tr><td>4) 未払費用</td><td>(836,407)</td><td>(836,407)</td><td>-</td></tr></table> （*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。 （注） 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超 10年以内</th><th>10年超</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,622,729</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収入金</td><td>512,419</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未収運用受託報酬</td><td>375,408</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,510,556</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額	1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-	2) 未収入金	512,419	512,419	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-	4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-	2) 未収入金	512,419	-	-	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-	合計	5,510,556	-	-	-
貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額																																																																														
1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-																																																																													
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-																																																																													
3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-																																																																													
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																																																												
1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-																																																																												
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-																																																																												
合計	5,691,652	-	-	-																																																																												
貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額																																																																														
1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-																																																																													
2) 未収入金	512,419	512,419	-																																																																													
3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-																																																																													
4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-																																																																													
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																																																												
1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-																																																																												
2) 未収入金	512,419	-	-	-																																																																												
3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-																																																																												
合計	5,510,556	-	-	-																																																																												

（有価証券関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの	1. その他の関係会社有価証券

有価証券報告書（附属）

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540

2. 当事業年度に売却したその他有価証券
該当ありません

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	102,000	90,850	11,150

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

売却額：998 千円

売却益の合計額：- 千円

売却損の合計額：1 千円

(デリバティブ関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（セグメント情報等）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																	
-	（追加情報） 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。 1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2.関連情報 （1）製品及びサービス毎の情報 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への売上高</td><td>8,220,999</td><td>2,533,570</td><td>173,162</td></tr></table> （2）地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客毎の情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>売上高（千円）</th><th>関連するセグメント名</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）</td><td>1,110,164</td><td>-</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>2,407,499</td><td>-</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162	顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）	1,110,164	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益															
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162															
顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名																
年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）	1,110,164	-																
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-																

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	320,840	228,211
(2) 年金資産	0	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	320,840	228,211
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	320,840	228,211
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	320,840	228,211

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	137,133	115,820
(1) 勤務費用	136,948	115,820
(2) 利息費用	1,288	-
(3) 運用収益（減算）	1,103	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-

(税効果会計関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認 5,820	未払金否認 14,573
未払費用否認 2,232	未払費用否認 6,207
未払事業税 3,393	未払事業税 5,980
未払社会保険料否認 11,324	賞与引当金繰入超過額 41,759
賞与引当金繰入超過額 134,250	資産調整勘定 106,323
業務委託費損金算入否認額 102,962	繰延資産 20,163
一括償却資産 2,349	退職給付引当金繰入超過額 92,881
のれん償却認容 80,849	役員退職慰労引当金繰入超過額 5,607
繰延資産 191	資産除去債務 1,719
退職給付引当金繰入超過額 130,583	その他有価証券評価差額金 4,537
役員退職慰労引当金繰入超過額 4,766	繰越欠損金 167,170
その他有価証券評価差額金 3,474	その他 4,650
繰延税金資産小計 320,499	繰延税金資産小計 471,575
評価性引当額 254,495	評価性引当額 10,891
繰延税金資産合計 66,004	繰延税金資産合計 460,684
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 5.90%	交際費等永久に損金に算入されない項目 184.58%
住民税均等割 0.48%	住民税均等割 3.70%
評価性引当金の増減額 18.08%	評価性引当金の増減額 468.75%
過年度法人税等 10.22%	のれんの償却 127.53%
その他 0.24%	支払事業税 10.45%
	その他有価証券評価差額金 5.61%
	その他 0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.97%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 210.27%

関連当事者との取引に関する注記

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ（注1）（注2）	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（注2）	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取*2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払*3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取*2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取*2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC（注1）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付*4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC（注1）（注3）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資会社	-	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払*1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
			千スターリングポンド						千円		千円

間接親 会社の兄 弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (注1)(注4)	イギリス、ロンドン	200	投資 運用 会社	-	-	一任及 び助言 契約	委託調 査費の支 払 *1	879,449	未払費 用	361,758
--------------------	--	-----------	-----	----------------	---	---	------------------	------------------------	---------	----------	---------

- (注1) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。
- (注2) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
- (注3) 平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。
- (注4) 平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。
- (注5) 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
									千円		千円

間接親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ LLC	アメリカ、ニュー ヨーク州	2	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約	一任及び 助言業務 報酬の受 取 *3	107,909	未収運用 受託報酬	89,807
間接親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ ・ヨーロッパ・リ ミテッド	イギリス、ロンドン	千スター リング 200	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約	委託調査 費の支払 *4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ ・サービスイズ・ リミテッド	アイルランド、ダ ブリン	USドル 1	業務請 負会社	-	-	役務提供	金銭の貸 付 *5	千USドル 1,000	短期 貸付金	千円 -
兄弟会社	パインブリッジ・ ジャパン・キャピ タル・インベスト メント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運 用会社	-	-	役務提供	金銭の貸 付 *6	千円 90,000	短期 貸付金	千円 -

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。
- *3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。
- *6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（1株当たり情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	146,311.76 円	1株当たり純資産額	147,830.69 円
1株当たり当期純利益	3,709.34 円	1株当たり当期純利益	1,665.65 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
当期純利益(千円)	152,082	当期純利益(千円)	68,291
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-

普通株主に係る当期純利益（千円）	152,082	普通株主に係る当期純利益（千円）	68,291
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数	41,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）「受託会社」

名称及び資本金の額

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 324,279百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」

名称及び資本金の額

株式会社広島銀行 54,573百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（３）マザーファンドの投資顧問会社

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）

資本金 87,100千米ドル（平成23年3月末日現在）

事業の内容

米国投資顧問業法に基づき、SEC（米国証券取引委員会）の登録を受けて、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（２）「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（３）「投資顧問会社」

ファンドの投資顧問会社として、委託会社よりファンドの外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

（１）「受託会社」

該当事項はありません。

（２）「販売会社」

該当事項はありません。

（３）「投資顧問会社」

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（平成23年3月末日現在）

名称	:	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	:	10,000百万円
資本構成	:	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	:	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成22年11月25日	:	臨時報告書
平成23年 2月14日	:	有価証券報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 2月25日	:	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年7月6日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券オープン Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年11月16日から平成23年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券オープン Aコース（為替ヘッジあり）の平成23年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（Bコース（為替ヘッジなし））へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年7月6日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年11月16日から平成23年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成23年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書（Bコース（為替ヘッジなし））へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券オープン Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年5月18日から平成22年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券オープン Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（Bコース（為替ヘッジなし））へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年5月18日から平成22年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書（Bコース（為替ヘッジなし））へ](#)